



# 週間情報



No.2336

発行日 平成23年9月27日

発行所 全国消防長会

(財)全国消防協会

担当 企画課 03(3234)1321

## 両会の動き

### ◆ 民主党総務部門会議に出席

#### 全国消防長会

平成23年9月16日(金)、民主党総務部門会議が開催され、本会を代表して、村上財政委員会委員長(神戸市消防局長)が出席しました。

同会議では、平成24年度税制改正要望について関係団体からそれぞれ意見・要望が述べられた後、民主党議員からのヒアリングが行われました。

村上財政委員会委員長は、「軽油引取税の課税免除の特例措置の延長」について、①消防艇の燃料となる軽油は、沿岸地域を管轄する消防本部が船舶火災、沿岸地域で発生した火災、水難事故等に対応するにあたって欠かせないものであること、②消防救急無線、消防指令センター、防災行政無線に使用する非常用発電機に使用する軽油は、停電時における119番通報の受付、部隊運用、住民への情報発信等を適切に実施していくために欠かせないものであることを、東日本大震災における活動事例等を踏まえて発言しました。

### ※ 軽油引取税の課税免除の特例

警察等の通信施設の非常用発電機に使用する軽油の軽油引取税が免税措置されているにもかかわらず、消防機関の同様の施設に対しては免税措置されていなかったことから、平成16年9月24日に自由民主党政務調査会及び税制調査会あてに、「消防業務等に係る税制の改正要望」を実施しました。

この要望を受け、平成17年度の税制改正により、消防用の電気通信設備の予備電源に使用する軽油の軽油引取税について課税免除されることとなりました。

しかし、平成21年度税制改正において、道路特定財源が一般財源化されたことに伴い、軽油引取税が目的税から普通税に改められ、消防艇の動力源に使用する軽油及び消防用の電気通信設備の予備電源に使用する軽油についても課税されることとなりました。ただし、これら軽油引取税の免税措置については、激変緩和措置として3年間継続されることとなりましたが、適用期間が今年度末で廃止される見込みとなっています。



【民主党総務部門会議の開催状況】



【会議の席上で発言する村上財政委員会委員長】

## ◆ 「自動車NOx・PM法の車種規制における消防自動車の経過措置期間の延長について」の要望を実施

全国消防長会

標記の件について、平成23年9月20日（火）、全国消防長会会長名で国土交通省自動車局長及び環境省水・大気環境局長に対して、次のとおり要望を実施しました。

### 【要望内容】

平素から消防行政の推進につきまして、格別なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、全国的に消防自動車を含めた自動車の生産が停滞する状況が生じておりました。

現在、自動車の生産は、ほぼ回復しているものの、消防自動車については、架装期間が数ヶ月必要であることから、未だに車両の入手が困難な状況であり、自動車NOx・PM法の車種規制の経過措置期間が切れる消防自動車の代替が適時に行えないことが懸念されます。また、代替が適時に行われない場合、自動車NOx・PM法の対策地域内の消防本部においては、一時的に消防自動車の台数が減少することで消防力が低下し、消防活動に多大な影響を及ぼすと危惧されております。

このような状況を踏まえ、下記のとおり要望いたします。

### 記

自動車NOx・PM法の対策地域内における消防本部の消防力を維持するため、自動車NOx・PM法の車種規制の経過措置期間について、平成24年3月末まで猶予すること。

## ◆ 平成23年秋の火災予防運動用ポスターの配布

(財)全国消防協会では、(財)JKAより「競輪公益資金」の補助を受け、平成23年秋の火災予防運動用ポスターを作成しました。

各消防本部（局）には、平成23年9月30日（金）付けで発送しますので、ご活用ください。

(財)全国消防協会



【ポスターのイメージ図】

## 消防本部の動き

### ◆ 阪神・淡路大震災 消防職員の手記の公開

～平成7年1月17日午前5時46分… その時、消防職員の胸に去来したものは～  
神戸市消防局（兵庫）

神戸市消防局では、阪神・淡路大震災直後に当消防局職員が執筆した手記等を、広報誌（現 生活あんぜん・あんしん情報誌）「雪」の1995年2月号～5月号に掲載しました。

阪神・淡路大震災から16年が経過し、東日本大震災も発生した今、全国の方々に災害の恐ろしさを改めて感じ、防災意識を高めていただくきっかけになればとの願いを込めて、手記等を神戸市ホームページ（<http://www.city.kobe.lg.jp/safety/fire/hanshinawaji/syuki.html>）に公開しております。

#### 【掲載内容】

消防職員の手記52点・震災関係記事5点

#### 【検索方法】

「神戸市 消防職員手記」と入力し、検索してください。



【消防職員の手記を掲載した神戸市消防局広報誌「雪」 1995年2月号～5月号】

### ◆ 救急車適正利用の広報を強化！！

#### 横浜市消防局（神奈川）

横浜市消防局中消防署では、増加する救急需要に対応するため、救急車適正利用の広報を強化しています。

横浜市の平成23年上半期の救急出場件数（速報）は80,227件で、昨年同時期と比べ、3,965件の増加となっています。中区では、6,732件と市内最多件数であるとともに、前年比8.4%の増加率も市内最大となっています。

また、上半期の市内の救急搬送人員は70,286人で、そのうち軽症者が37,845人と搬送人員の53.8%を占めており、救急車の不適正利用と思われる事例もあります。

そこで、当消防署では、「救える命を救いたい！」という願いを込めて、次のキャンペーンを行います。

#### 【救急車適正利用啓発ポスターの作成及び配布】

横浜ベイスターズのストッパーである山口俊投手を起用した救急車適正利用啓発ポスターを1,400枚作成し、区内の主要駅、事業所、自治会・町内会の掲示板に掲出しています。

ポスターでは、「STOP！！ 緊急性のない救急車利用」をキャッチコピーとして、区民に救急車の適正利用を呼びかけています。

山口投手も、「僕も横浜のストッパーとして、みなさんがこのポスターを見て緊急性のない救急車の利用を少しでもSTOPできればと思います。」とコメントしています。



【ポスターのイメージ図】



### 【市内初！ 救急車に広報文を表示】

当消防署に配置された5台の救急車の後部窓ガラスに、広報文「救える命を救いたい！ 救急車は緊急の人のために 中消防署」を表示し、救急車の適正利用を呼びかけています。

当消防署の中第2救急隊は、平成22年中、市内最多の3,565件の出場を数え、5台の救急車を合わせると14,220件の出場実績があり、救急出場に併せて、年間約1万4千回の広報が実施できる計算となります。



【救急車の適正利用を呼びかけ！！】

### ◆ 東名高速道路における合同消防訓練を実施

#### 豊川市消防本部（愛知）

豊川市消防本部では、平成23年8月5日（金）、東名高速道路の旧豊橋改札所フリースペースにおいて、豊橋市消防本部、新城市消防本部、また、県境をまたいだ浜松市消防局並びに高速道路交通警察隊、愛知県防災航空隊、中日本高速道路（株）の総勢70名、車両16台、ヘリコプター2機が参加し、高速道路での事故発生時の交通規制、避難誘導、人命救助、消火活動等の相互連携を確認するため、合同消防訓練を実施しました。

訓練を行った東名高速道路の地域は、以前からたびたび大事故が発生している区間で、その事故の教訓を生かした初の県境をまたいだ訓練となりました。

今回の訓練の想定は、閉鎖された本線上での連続多重事故ということで、活動に際して重要な鍵となる情報の共有、相互連携の重要性を確認することができました。



【救護訓練の様子】



【講評の様子】

### ◆ 平成23年度震災対策訓練を実施

#### 豊中市消防本部（大阪）

豊中市消防本部では、平成23年9月16日（金）に消防本部及び北・南消防署において、震災対策訓練を実施しました。

この訓練は、豊中市震災消防計画に定められた、地震発生後の初動期における消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、計画に基づき策定したマニュアルによる震災時の初動対応を実際に行い、マニュアルの実効性を検証することを目的に毎年実施しているものです。

今回の訓練は、約140名の参加のもと、和歌山県沖を中心とした三連動型の大地震が発生し、市内でも地震による被害が多数発生しているという想定で実施しました。さらに、津波警報が発表されたことにより、津波が到達するまでの間に、被害をより軽減するためにはどのようなことを優先的に行えばよいかを検証しました。



【部隊運用訓練の様子】



【出動に備えてホースを増強】

◆ **消防本部名・メールアドレスの変更**

- 31404 栃木地区広域行政事務組合消防本部（栃木）  
新消防本部名 栃木市消防本部  
新メールアドレス [fd-soumu@city.tochigi.lg.jp](mailto:fd-soumu@city.tochigi.lg.jp)

※ 構成市町の合併に伴い、平成23年10月1日（土）付けで変更するもの。

◆ **ホームページURLの変更**

- 84105 みよし広域連合消防本部（徳島）  
新ホームページURL <http://www.miyoshikouiki.jp/>

---

## 国等の動き

---

◆ **住宅防火対策推進協議会による「平成23年度高齢者等への住宅防火対策モデル事業」の実施について**

**消防庁**

「住宅防火対策推進協議会による「平成23年度高齢者等への住宅防火対策モデル事業」の実施について」（平成23年9月16日付け事務連絡）が予防課名にて、都道府県消防防災主管課あてに次のとおり事務連絡されましたのでお知らせします。

今般、住宅防火対策推進協議会（事務局：財団法人日本防火・危機管理促進協会）より標記モデル事業を実施する旨のお知らせがありましたので、事業概要を送付いたします。

本事業は、火災発生時に避難などの対応が困難となり易い高齢者や障がい者（以下「高齢者等」という。）を対象として、住宅用火災警報器（無線式）を設置するとともに、高齢者等の避難を補助する者に報知できる装置を設置するものであり、住宅防火対策の推進に寄与することが期待されますので、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してこの旨周知していただくようよろしくお願いします。

なお、本事業への応募要領等につきましては、追って財団法人日本防火・危機管理促進協会より送付されます案内文（省略）に記載されていますことを申し添えます。

※ 全文は、消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/concern/law/notice23.html>）に掲載されています。

【連絡先】 予防課 予防係

担当： 児玉、根本

電話： 03-5253-7523

◆ 平成23年度「屋外タンク実務担当者講習会」の開催案内

～屋外タンク貯蔵所に関する諸問題と技術の継承～  
危険物保安技術協会

標記について、次のとおり情報提供がありましたのでお知らせします。

昭和52年に特定屋外タンク貯蔵所に係る大幅な基準の整備・開放点検の義務付けが行われてから30年以上が経過しました。また、この間に基準及び安全対策の整備が幾度も行われてきました。

保安の確保には、関連基準の正しい理解及び適切な検査等に関する知識・経験の継承が重要な課題であり、本講習会は、このための一助となるよう開催しているものです。

本年度は、屋外タンク貯蔵所のタンク本体、基礎・地盤に関する技術基準、及び今年4月に施行された連続板厚測定方法を活用した場合の保安検査周期延長制度の概要について解説します。また、今年3月11日に発生した東日本大震災による危険物施設のタンク本体、基礎・地盤の被害概要について紹介します。

屋外タンク貯蔵所の設計、施工、検査、維持管理等に携わる業務関係者をはじめ、幅広い関係の方々、ぜひ本講習会に参加していただきますようご案内申し上げます。

記

1 主催

危険物保安技術協会

2 協賛

全国消防長会、石油連盟、石油化学工業協会、(社)日本非破壊検査工業会

3 開催日時及び場所

(1) 札幌会場

ア 日時：平成23年11月 9日(水) 10:00～17:00

イ 場所：北海道自治労会館 3F中ホール  
〒060-0806 札幌市北区北6条西七丁目  
TEL:011-747-1457

(2) 北九州会場

ア 日時：平成23年11月15日(火) 10:00～17:00

イ 場所：北九州市立男女共同参画センター 2Fホール  
〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番4号  
TEL:093-583-3939

(3) 大阪会場

ア 日時：平成23年11月25日(金) 10:00～17:00

イ 場所：大阪科学技術センター 大ホール  
〒550-0004 大阪市西区鞆本町一丁目8番4号  
TEL:06-6443-5324

(4) 東京会場

ア 日時：平成23年12月 2日(金) 10:00～17:00

イ 場所：科学技術館サイエンスホール  
〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園2番1号 科学技術館内  
TEL:03-3212-8485

4 受講対象者

主に、屋外タンク貯蔵所を保有する事業所、タンクメーカー、非破壊検査会社、消防機関等の屋外タンク貯蔵所に係わる業務に携わる方を対象としていますが、特に限定はいたしません。

5 受講料

15,000円(危険物総合情報システム登録者(有料利用)の皆様は、10,000円)

\*テキスト代・消費税を含む。

6 講習内容及び時間割

時 間	内 容	講 師
9:30～10:00	受 付	
10:00～10:05	挨拶	危険物保安技術協会
10:05～17:00	屋外タンク貯蔵所の技術基準の概要等 ・技術基準の概要 ・許可及び検査制度	危険物保安技術協会 タンク審査部

10:05～17:00	個別延長制度の概要等 ・個別延長制度 ・連続板厚測定を活用した個別延長	危険物保安技術協会 タンク審査部
	東日本大震災における危険物施設の被害状況	
	屋外タンク貯蔵所の基礎・地盤の基準と地震被害	危険物保安技術協会 土木審査部

\* 昼休みが1時間程度、休憩が随時あります。

7 受講手続き

(1) 申し込み

ア 当協会ホームページ (<http://www.khk-syoubou.or.jp/>) を開き、「屋外タンク実務担当者講習会」にアクセスして、インターネットによりお申し込みください。

イ 各会場とも、講習会開催日の3日前までにお申し込みください。

(2) 問い合わせ先

申し込み手続き等、不明な点につきましては、下記に問い合わせください。

**【連絡先】** 屋外タンク実務担当者講習会事務局

担 当：陣内、畑田

住 所：〒105-0001

東京都港区虎ノ門 4-3-13 神谷町セントラルプレイス1階

電 話：03-3436-2357

FAX：03-3436-2254

週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せください。

**週間情報への投稿は企画課へ！**

TEL 03-3234-1321 FAX 03-3234-1847 E-mail : weekly@fcj.gr.jp